

## 令和2年度 新居浜市一般会計補正予算（第6号）

令和2年度新居浜市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ230,038千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64,704,211千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和2年9月1日 提出

新居浜市長 石川 勝行

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

千円

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		20,961,070	42,552	21,003,622
	2. 国庫補助金	14,239,284	42,552	14,281,836
16. 県支出金		3,813,296	3,816	3,817,112
	2. 県補助金	910,131	3,816	913,947
19. 繰入金		1,937,407	61,370	1,998,777
	1. 基金繰入金	1,937,407	61,370	1,998,777
21. 諸収入		2,078,161	8,200	2,086,361
	4. 雑入	686,590	8,200	694,790
22. 市債		4,914,300	114,100	5,028,400
	1. 市債	4,914,300	114,100	5,028,400
歳入合計		64,474,173	230,038	64,704,211

歳入歳出予算補正

(歳入)

千円

歳 出 千 円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		17,428,193	41,698	17,469,891
	1. 総務管理費	16,532,178	7,612	16,539,790
	3. 戸籍住民基本台帳費	231,210	34,086	265,296
3. 民生費		21,481,521	77,716	21,559,237
	2. 児童福祉費	9,094,766	77,716	9,172,482
4. 衛生費		4,142,649	5,000	4,147,649
	1. 保健衛生費	1,429,805	5,000	1,434,805
6. 農林水産業費		794,528	4,524	799,052
	1. 農業費	569,109	4,524	573,633
7. 商工費		2,314,618	78,000	2,392,618
	1. 商工費	2,314,618	78,000	2,392,618
10. 教育費		5,277,069	23,100	5,300,169
	6. 保健体育費	1,002,842	23,100	1,025,942
歳出合計		64,474,173	230,038	64,704,211

歳入歳出予算補正 (歳出) 千円

第2表 繰越明許費

千円

款	項	事業名	金額
10 教 育 費	6 保 健 体 育 費	学校給食センター建設推進費	23,100

第3表 債務負担行為補正

追加

千円

事 項	期 間	限 度 額
地域おこし企業人プログラム活用推進事業費	令和3年度	6,600

第4表 地方債補正

変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
社会資本整備事業	千円 465,000	(1) 普通貸借又は証券発行による。 (2) 事業又は市財政の都合により起債前借り又は翌年度に繰越して借入れすることができる。	年 3.0以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融通条件による。 ただし、必要に応じ、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。	千円 527,800	補正前に同じ	%	補正前に同じ
社会福祉施設整備事業	276,500				千円 327,800			
計	4,914,300	—	—	—	5,028,400	—	—	—